

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
4月26日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (環境政策課) ……一
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) ……一
土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) ……二
- 公告
契約の締結 (税務課) ……二
林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課) ……二
基本測量の実施の終了 (監理課) ……二
公共測量の実施の終了 (監理課) ……二
- 人委規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ……三
- 公安委公告
一般競争入札の実施 ……三



山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

山口県規則第二十三号

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (平成三十一年山口県規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「受けている事業」の下に「又はその申請を行っている事業」を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百三十一号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	所在地	事業の 種類	廃止年月日
山口宇部農業 協同組合	宇部市大字川 上七四	J A 山口宇部 ホームヘル パーステー ション	宇部市厚南中 央一丁目七番 一〇号	訪問介 護	平成三一、 三、三一
〃	〃	J A 山口宇部 ふれあいデー サービス樹	〃	通所介 護	〃

山口県告示第百三十二号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称 認可年月日
田布施土地改良区 平成三二、四、一六



(一一二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成三十一年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
自動車二税制改正に伴う税務システム改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十一年四月八日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号
- 六 契約金額
三千七百七十八万九千二百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(一一三) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

平成三十一年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地
- 二〇〇一 鍋井 裕二 長門市日置下六七六の二一 幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成 事業所の名称はない。 生産事業者の住所に同じ。
- 二〇〇二 山口県東部 岩国市周東町下久原一〇三 〃 山口県東部森林組合 森林組合 六の四 生産事業者の住所に同じ。

(一一四) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省 国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(一一五) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条 第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知が ありました。

平成三十一年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）
- 二 作業の地域

周南市大字富田

三 作業の期間

平成三十年八月十七日から平成三十一年三月三十日まで



初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二2 短大卒の項第一号(1)中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」に改め、同項第二号(1)中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十一年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

初動捜査支援システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成三十二年三月一日から平成三十九年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成三十一年四月二十六日から同年六月七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部刑事部刑事企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当す

る額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部刑事部刑事企画課

(三) 受領期限

平成三十一年六月六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成三十一年六月七日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成三十一年六月七日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、平成三十一年五月二十七日午後五時まで、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部刑事部刑事企画課（電話〇八三一九三三三〇一〇）に問い合わせる。）。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Initial-stage criminal investigation support system

(3) Term of use: From March 1, 2020 to February 28, 2027

(4) Place of use: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Investigative Planning Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 6, 2019 (if brought in person: 10:00 A.M. June 7, 2019)